

2005/03/19

混相流学会会員の皆様へ

日 本 混 相 流 学 会
会 長 有 富 正 憲

特許法第 30 条（新規性の喪失の例外）の指定学術団体承認について

この度、日本混相流学会は特許法第 30 条（新規性の喪失の例外）の適用に関しまして、指定の学術団体に承認されましたので、ご案内申し上げます。詳細は特許庁ホームページ (<http://www.jpo.go.jp/torikumi/index.htm>)をご覧ください。